

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

なお本公示に係る見積合わせは、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年2月20日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 池松 英浩

1 案件概要

(1) 案件名 神町(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務
(電子契約対象案件)

(2) 工事場所 山形県東根市

(3) 案件内容 本業務は、(仮称)神町(7)庁舎新設等総合設計等に対し施工者の観点から技術提案を行うものである。

ア 業務内容

【陸上自衛隊神町駐屯地】

建替施設(建替え後の施設)

・倉庫(S-2 約9,400㎡)ほか41棟、計 約38,860㎡

改修建物

・隊舎(RC-5 約4,500㎡)ほか28棟、計 約26,730㎡

解体建物

・隊舎(RC-3 約6,100㎡)ほか72棟、計 約42,750㎡

駐屯地内幹線ユーティリティー式

イ 履行期間 契約締結日の翌日から令和12年3月15日まで

ウ 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

(5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認め

られた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は6,000万円程度(税込み)、工事規模は500億円以上550億円未満(税込み)を想定しており、各建物の計画額等は別途通知する。

(7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。

ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代えることができるものとする。

(8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者(以下「単体」という。)又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和8年2月20日付東北防衛局長)に示す手続きに従い、神町(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）

また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「C」以上の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること。

- (3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が 1,200 点以上であること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」のいずれかに係る経営事項評価数値が 830 点以上、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかに係る経営事項評価数値が 870 点以上であること。ただし、代表者以外の構成員に「建築一式工事」又は「土木一式工事」のいずれかの経営事項評価数値が 990 点以上の者を 1 社以上含むこと。

特定建設工事共同企業体の構成員数は 8 社までとする。

- (4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成 23 年度から公示日（令和 8 年 2 月 20 日）までに、次の要件を満たす施工実績を有すること。

ア 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、元請けとして完成・引渡しが完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、次の全ての要件を満たす建物新設建築工事の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

(ア) 構造 鉄骨造(S造)、鉄筋コンクリート造(RC造)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)

(イ) 規模 平屋建て以上かつ延べ面積 5,600 m²/棟以上

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄骨造(S造)、鉄筋コンクリート造(RC造)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物新設に係る建築、設備工事又は土木工事(建物新設に係るものに限定しない)の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

ただし、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）を令和9年度予算で執行予定の当該工事に専任で配置できること。

ア 監理技術者は、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

主任技術者は、2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が監理技術者を配置する。

イ 平成23年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、鉄骨造(S造)、鉄筋コンクリート造(RC造)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物新設建築工事の施工経験を有する者（原則、着工から完成まで従事している。）。

ただし、評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定技術者にあつては直接的な雇用関係があることを証明する事ができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該設計業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

イ 一級建築士の資格を有する者であること。

(7) 上記1に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、東北防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は説明書による。）
- (11) 東北防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和6年度及び令和7年度に完了又は引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (15) 削除
- (16) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。
- (17) 本案件は、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請け等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の20%を超えること。
- ア 工事を実施する都道府県内（山形県）の地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合。
 - イ 工事を実施する都道府県内（山形県）の地元企業を下請け先に採用する発注予定工事費の割合。
 - ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。
- 地元企業とは、山形県内に本店の登記がある企業をいう（以下同じ）。
- なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請け等発注予定率に満たなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の①から③の対応とする。
- ① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。

- ②努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。
- ③申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

3 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本件は、陸上自衛隊神町駐屯地において計画されている施設の最適化事業として、多数の施設の建替え、改修及び解体を長期にわたり実施するものである。神町駐屯地は、陸上自衛隊第6師団司令部等が所在する西東北地方の拠点となる駐屯地であり、災害派遣等を含む迅速な部隊の出動や展開部隊の受入れが必要であり十分な展開用地の確保が必要となるため、工事の実施にあたっては部隊運用への影響を考慮した施工計画等の検討が重要である。

また、豪雪地帯に所在、駐屯地西側には山形空港が位置しており、工事の実施にあたっては冬季及び飛行場の高さ制限の制約を受けるため配慮が必要である。

このような条件のもと、部隊運用を中断させることなく、工事の施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、部隊運用も考慮に入れた、仮設計画、施工計画を念頭に置いた技術的な知見を設計に反映することが必要である。

以上のことから、発注者は、高度で専門的な施工の知見等を防衛省が実施する設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として、技術提案・交渉方式を採用し、技術協力・施工タイプを適用して技術提案を下記(2)アからエまでのとおり求めるものである。

(2) 評価項目について

提出された技術提案(下記アからエまで)及びその他(下記オ及びカ)について審査を行う。(詳細は説明書「別紙1」による。)技術提案等:160点

ア 技術協力(設計)業務の実施に関する提案:20点

イ (主たる事業課題に関する提案①)神町駐屯地において、各種施工に制約を受ける条件下で安全性を確保し、効率的に事業を進捗させるための施工計画に関する課題と対策に関する提案:45点

ウ (主たる事業課題に関する提案②)神町駐屯地において、建設技術者の不足、建設資材の高騰及び工事仮設物や資機材等の調達について、工事の品質を確保しつつ、コストの抑制を意識した人員確保、仮設計画及び工程計画等に関する

課題と対策に関する提案：45点

エ（不測の事態の想定、対応力に関する提案）神町駐屯地において、災害派遣時における部隊活動に対する建設工事が与える影響の想定と対応策に関する提案：30点

オ（地域貢献度）共同企業体の組成に関する評価：10点

カ（地域貢献度）地元企業の採用に関する評価：10点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記アからオの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ その他オ及びカの合計得点が高い者。

エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(6) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

5 手続き等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和8年2月20日から同年8月26日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター

（[https:// www.dfeg.mod.go.jp](https://www.dfeg.mod.go.jp)）

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

エ ファイル形式

文書類：PDF（Acrobat DC形式）

図面類：PDF（Acrobat DC形式）

数量表等：Excel（2019形式）

申請書類：Word（2019形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他：通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を上記4に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記4の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は郵送に要する料金分（簡易書留に限る。）の切手を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。なお、配送によるもの以外の対応は行わない。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、最終ページに添付。

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：令和8年3月23日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：令和8年6月15日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

イ 建設工事：納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の契約については、10分の3）以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無

(8) 契約書作成の要否：要

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5(2)及び(3)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 防衛省における令和7・8年度防衛省競争参加資格の随時受付において申請を行った場合、選定通知日までに審査が終了せず、優先交渉権者として選定されないことがある。詳細は説明書による。

(13) 詳細は説明書による。

案件名：

図面データの取扱いに関する同意事項

- 1 入札手続に係る者が積算を目的に使用すること。
- 2 印刷・複写会社及び下請け会社等への貸与を除き、関係者以外に対し貸与、譲渡及び売買をしないこと。
- 3 電子メールによる送受信はしないこと。
- 4 ファイル共有ソフトがインストールされているパソコンでは取扱わないこと。
- 5 ウィルスに感染しているパソコンでは取扱わないこと。
- 6 関係者以外に流出した場合には、不正又は不誠実な行為があったものとして処置されても異議を申し立てないこと。

図面データの交付に当たり、上記事項について厳守することを同意します。

年 月 日

住 所：

商号又は名称：

役 職：

代表者氏名：

電 話 番 号：

【公募型プロポーザル方式 公示】

付表

①	説明書の交付期間	令和8年2月20日から 令和8年8月26日までの 午前9時から午後6時まで。 (行政機関の休日を除く。)
②	参加表明書の提出期間	令和8年2月24日から 令和8年3月23日までの 午前9時から午後6時まで (ただし、最終日は正午まで。) (行政機関の休日を除く。)
③	技術提案書の提出期間	令和8年4月23日から 令和8年6月15日までの 午前9時から午後6時まで (ただし、最終日は正午まで。) (行政機関の休日を除く。)

紙入札方式による場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし②及び③は、最終日は正午必着とする。

行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。